社会機能移転分散型国づくりの加速化に向けた提言(概要版)

~「国家危機管理」と「地方創生」を車の両輪とした社会機能の分散を目指して~

1. 現状認識

- ・東京への人口集中が再加速。一極集中は首都直下地震や富士山噴火等の大規模災害な どに対して大きなリスク
- ・東京に居住するために必要な経済的負担の増大は、若い世代の暮らしを圧迫し、**全国** で最も出生率が低いことの要因の一つ

2. 基本的な考え方

- (1) 地方と東京がWin-Winとなる「分散型国づくり」
- (2) 「国家危機管理」と「地方創生」を車の両輪として進める「分散型国づくり」
- (3) 官民連携による「分散型国づくり」

3. 提言項目

分散型国づくり を進めるたの 法制度・ 体制の整備

- ✓首都に集中する政治・経済・社会機能等のバックアップが「一丁 目一番地」
- ✓その他の社会機能移転に関わる事項も含めて具体的施策を検討することを目的に、内閣総理大臣を本部長とする「社会機能移転分散型国づくり推進本部(仮称)」を創設。

政府関係機関等の移転の更なる推進

✓政府関係機関の地方移転を推進する観点から、政府としての今後の対応方針を令和7年度中に決定すべき。

企業・経済団体に おける バックアップ 機能・事業継続 のための備え

- ✓国の「防災基本計画」では、災害時の企業の役割として「生命の 安全確保」「事業の継続」等が求められている。企業においても、 防災・事業継続の取組(事前の備え)について、再点検が必要。
- ✓政府が**南海トラフ地震・首都直下地震の被害想定や基本計画の見 直しを進めている**ことを踏まえ、各経済・業界団体から傘下の企 業へ徹底すべき。
- ✓政府においても、経済団体との定期的な対話・協議の場を設置し、 経済・業界団体におけるそれらの取組の加速化を促すこと。

企業の本社機能 の移転促進 ✓地方拠点強化税制の活用を促進。地方公共団体においても「損して、得を取る」の発想で、移転企業に対する補助金や地方税の軽減等を行ない、企業の誘致を行うことを期待。

企業版ふるさと 納税の活用促進

5

- ✓企業版ふるさと納税の一層の活用促進を進める。
- ✓本制度は、令和6年度末で適用期限を迎えるため、**令和7年度** 以降の延長を検討すべき。

6 新たな国土形成計画等に基づく取組の推進

7 移住支援の抜本強化

特定地域づくり事業協同組合制度の活用推進

二地域居住の一層の促進等

- 10 地域おこし協力隊の推進
- 11 地域プロジェクトマネージャー制度の推進
- 12 ローカルスタートアップの推進による地域経済好循環の創出
- 13 大学・学生の地方分散(地方国立大学学部定員増等)

R6.5.21 社会機能移転分散型国づくり推進本部

社会機能移転分散型国づくりの加速化に向けた提言 概要版①

~「国家危機管理」と「地方創生」を車の両輪とした社会機能の分散を目指して~

1. 現状認識

- ・東京への人口集中が再加速している。一極集中は首都直下地震や富士山噴火等の大規模災害などに対して大きなリスクとなる。新たな「国土形成計画」においても、「東京に集中する人口及び諸機能の分散、政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める。」と明記。
- ・東京に居住するために必要な経済的負担の増大は、若い世代の暮らしを圧迫し、**全国で最も出生率が低いことの要因の一つ**にもなり、我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況。今こそ、**東京に集中する社会機能を地方に分散させた「分散型国づくり」を果断に実行すべき**。

2. 基本的な考え方

地方と東京がWin-Winとなる 「分散型国づくり」 「国家危機管理」と「地方創生」を 車の両輪として進める「分散型国づくり」

官民連携による「分散型国づくり」

3. 提言項目

分散型国づくりを 進めるための 法制度・体制の整備 ✓ 分散型国づくりの加速が待ったなしの状況である今こそ、その具現化のため、法制度の見直しや政府の推進体制について検討を進めていくことが必要。法制度の課題を洗い出し、集中的かつ継続的な検討を行うため、「法制度検討 PT(仮称) | を設置したところであり、更に検討を深めていく決意。

✓ 首都に集中する政治・経済・社会機能等のバックアップを「一丁目一番地」の事項とし、その他社会機能移転に関わる事項も含めて具体的施策を検討することなどを目的として、内閣総理大臣を本部長とし、関係閣僚を構成員とする「社会機能移転分散型国づくり推進本部(仮称)」を創設。

政府関係機関等の移転の更なる推進



✓ 今後の対応については、令和5年度の政府関係機関の地方移転に関する総括的評価の結果等を踏まえて検討することとされているが、現時点で政府の明確な方針は決まっていない。デジタル時代にふさわしい働き方を進めていく観点や大規模災害によるバックアップという観点から、政府機関の地方移転を推進していく必要性も確実に増している。政府関係機関の地方移転を推進する観点から、政府としての今後の対応方針を令和7年度中に決定すべき。

✓ その際、従来の地方からの提案募集型ではなく、例えば、トップダウン・プッシュ型の手法等についても検討を進めるとともに、首都機能のバックアップ・適正配置の観点からも検討することを強く求める。

✓ 地方移転に取り組んだ機関は、効果を広く国民に周知するとともに、地方に移転したからこそ成し得る取組を一層推進すべき。得られた新たな知見は、省庁や民間企業の地方移転にも資するよう、横展開できるよう準備・公表すべき。

企業・経済団体に おける バックアップ 機能・事業継続 のための備え

- ✓ 企業・経済団体における防災力強化に向けた取組を推進すべき。国の「防災基本計画」においても、災害時の企業の 役割として「生命の安全確保」「二次災害の防止」「事業の継続」「地域貢献・地域との共生」が求められている。
- ✓ 企業においても、今後想定されている大規模地震などの被害想定について直視し、より厳しい事態を想定した上で、 防災・事業継続の取組(事前の備え)について、再点検をする必要がある。また、富士山噴火に対しても、本社機能 の分散及び優先的に継続・復旧すべき重要業務継続への対策を講じる必要がある。
- ✓ 政府が**南海トラフ地震・首都直下地震の被害想定や基本計画の見直しを進めている**ことを踏まえ、防災・事業継続の 取組(事前の備え)に関し、各経済・業界団体から傘下の企業へ徹底すべき。**政府においても、経済団体との定期的** な対話・協議の場を設置し、経済・業界団体におけるそれらの取組の加速化を促すことを強く求める。

社会機能移転分散型国づくりの加速化に向けた提言 概要版②

~「国家危機管理」と「地方創生」を車の両輪とした社会機能の分散を目指して~

3. 提言項目

・ 企業の本社機能の 移転促進



- ✓ 政府は、令和6年度税制改正で地方拠点強化税制(オフィス減税・雇用促進税制)について、適用期限を2年間延長(令和8年3月末まで)。地域再生法を改正し、子育て世代や女性に対する地方での就業先の選択肢を増やす観点から、税制の対象に特定業務施設と併せて整備される「育児支援施設」について追加。本税制の活用を促進するとともに、地方拠点強化税制以外の措置も含め、企業のインセンティブを高めることが重要である。
- ✓ 地方公共団体においても「損して、得を取る」の発想で、移転してくる企業に対する補助金や地方税の軽減などを 行ない、企業の誘致を行うことが期待される。

企業版ふるさと 納税の活用促進



- ✓ 企業版ふるさと納税の一層の活用促進を進める。一問一答形式での解説や取組事例集について、企業や地方公共団体に対して積極的な周知を図っていくことが重要。企業の判断に資する制度的安定性という観点で、「一問一答形式の解説」のような対応で十分か否か不断の検証・検討を行うこと。
- ✓ 本制度を活用したスタートアップの育成につながる先進的事例や「企業版ふるさと納税(人材派遣型)」を活用した地域課題の解決事例の周知等により、経済界に対し積極的に利用を呼び掛け、企業に一層の活用を促すべき。
- ✓ 企業と地方公共団体とのマッチングイベントの開催など、本制度の活用促進に今後とも継続的に取り組むべき。
- ✓ 本制度は、令和6年度末で適用期限を迎えるため、令和7年度以降の延長を検討すべき。

13

新たな国土形成 計画等に基づく 取組の推進



- ✓ 新たな国土形成計画の基本構想は、以前から我々が提案している機能分散型の国づくりの実現に資するものである。
- ✓ デジタル人材育成とともに、育成した人材が都市部に偏在しないよう、**副業・兼業人材を含めて地方への人材還流を促進**することが重要。
- ✓ リニア中央新幹線の整備について、国土形成計画において、「国土構造に大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」とされており、新たな「国土強靭化基本計画」(令和5年7月)においては、「災害に強い都市間輸送手段であり、災害時には代替輸送ルートしても機能」とされている。早期開業に向けて、JR東海における整備が着実に進められるよう、関係地方公共団体と緊密に連携し、政府においても、強い当事者意識のもと、積極的に取り組むべき。
- ✓ 国土強靱化基本法の改正(令和5年6月)や新たな国土強靱化基本計画の策定を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策後も見据え、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取組が進められるよう、新たなKPIも検討していくべき
- 移住支援の抜本強化(地方創生移住支援事業、奨学金制度の充実)
 - 特定地域づくり事業協同組合制度の活用推進
 - **二地域居住の一層の促進等**(支援策の検討、最低賃金の引き上げ)
- 10 地域おこし協力隊の推進(多様な形態、任期延長措置の検討)
- 11 地域プロジェクトマネージャー制度の推進(周知徹底、研修)

ローカルスタートアップの推進による地域経済好循環の創出

大学・学生の地方分散

- ○特徴ある地方大学の振興とそのための基盤的経費の確保 (地方大学の機能強化、産業界と地方大学の研究機能の拠点化)
- ○地方創生に資する地方国立大学学部定員増等
- ○地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの支援拡充
 - 八子で中核としたベメードアグノ・エコンベノムが成

社会機能移転分散型国づくりの加速化に向けた提言 ~「国家危機管理」と「地方創生」を車の両輪とした社会機能の分散を目指して~

令和6年5月21日 自由民主党 政務調査会 社会機能移転分散型国づくり推進本部

1. 現状認識

- ○東京への人口集中が再加速している。令和5年の東京都における人口の「転入超過」は、令和4年よりも3万人余り増えて6万8000人余。2年連続での拡大で、コロナ前の東京一極集中の動きに戻りつつあるといわれている。
- ○令和6年4月には、民間有識者でつくる「人口戦略会議」が、<u>全国の市区町村のうち4割超にあたる744自治体が「消滅する可能性がある」</u>との報告書を公表。この消滅可能性自治体では、人口の流出等により2050年までに若年女性人口が半分以下になり、人口減少に歯止めがかからないことが指摘された。
- ○一極集中がもたらす人口や企業、各種社会機能の過密や、それに伴う地方における社会機能の低下は、今後30年以内に70%程度の確率で発生するといわれている首都直下地震や、富士山噴火等の大規模災害だけでなく、新型感染症に対しても大きなリスクとなる。令和5年7月に閣議決定された新たな「国土形成計画」においても、「中枢管理機能等のバックアップ等」の項において、「東京に集中する人口及び諸機能の分散、政府機能を始めとする中枢管理機能のバックアップ体制の整備等を進める。」と明記されたところ。
- ○更に、一極集中による<u>東京に居住するために必要な経済的負担の増大は、若い世代</u>
 <u>の暮らしを圧迫することにより、全国で最も出生率が低いことの要因の一つ</u>にもなっており、少子化・人口減少を加速させてしまっている。東京への人口集中に加え、令和5年における日本全体の出生数は、統計開始以来初めて80万人を割り込んだ令和4年をさらに下回る約75.9万人となるなど少子化のペースは加速しており、<u>我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況</u>。

^{1 「}人口戦略会議」は、人口減少という事態に対していかに立ち向かい、持続可能な社会をどのようにつくっていくべきかについて意見交換を行う場として、令和5年7月に設置。議長は三村明夫日本製鉄株式会社名誉会長、副議長は増田寛也 日本郵政株式会社代表執行役社長、その他のメンバーは経済界、労働界、学識者、地方自治体などの有志で構成されている。

- ○国家危機管理や人口減少対策・地方創生といった観点からも、一極集中のリスク・弊害は、もはや看過できないところまで来ているとの認識に立ち、<u>今こそ、東京に集</u>中する社会機能を地方に分散させた「分散型国づくり」を果断に実行すべき。
- ○経済成長に関しても、地方部のような<u>多様性があり、付加価値を生む「分散の経済」が、今後の日本にとっては必要ではないかという示唆も</u>ある。生産性向上の観点からも、投資が一定規模なされている都市部より、<u>投資が進んでいない地方こ</u>そ、今後の投資のフロンティアであり、費用対効果が高いことも示唆されている。

2 基本的考え方

以下のような基本的考え方の下、東京と地方が役割分担し、民間との連携を強化することで、各々の地方が東京の社会的機能・役割を代替するようなグランドデザインを構想し、具体化していくことが必要である。

(1) 地方と東京がWin-Winとなる「分散型国づくり」

「分散型国づくり」を進めるに当たっては、東京も、よりスマートで効率性の高い都市づくりを進め、国際競争力を向上させていくとともに、地方においても、経済を発展させ、地域の活力を高めていくという、地方と東京がWin-Winとなる関係性が重要である。

(2)「国家危機管理」と「地方創生」を車の両輪として進める「分散型国づくり」

首都直下地震や富士山噴火等に備え、東京に集中している政府をはじめとした 様々な中枢管理機能等のバックアップの強化を国家の意思として進める「危機管 理」と、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生を目指 す「地方創生」を車の両輪として「分散型国づくり」を推進していくことも非常 に大切なポイントである。

(3) 官民連携による「分散型国づくり」

「分散型国づくり」では経済活動の一層の分散が最重要課題の1つである。企業の本社機能の移転促進や企業版ふるさと納税の活用促進等は、政府において企業のインセンティブを高める制度設計や制度の周知等を徹底する必要がある一方で、実施主体となる民間企業や経済団体のより積極的かつ前向きな取組が不可欠であり、地方公共団体を含めた官と民が連携して取組を進めることが重要である。

3 提言項目

(1) 分散型国づくりを進めるための法制度・体制の整備

- ○我が国では、国会等の移転を目指し、その具体化に向けて積極的な検討を行うことを目的として、平成4年に議員立法で「国会等の移転に関する法律」が成立した。 同法に基づき、国会等の移転が議論されてきたが、平成16年の政党間両院協議会「座長取りまとめ」以降、議論は進んでいない。
- ○この20年の間、我が国は、コロナ禍、大規模災害等の国家的危機のみならず、人口減少などの構造的変化を経験する一方で、デジタル技術の進展などの様々なイノベーションを目の当たりにしてきた。これらの経験を踏まえ、<u>分散型国づくりの加速が待ったなしの状況である今こそ、その具現化のため、法制度の見直しや政府の推進体制について検討を進めていくことが必要</u>である。
- ○そのため、当本部では、政府、地方公共団体、経済団体、有識者等のヒアリングを 行い、<u>法制度の課題を洗い出し、集中的かつ継続的な検討を行うため、「法制度検</u> <u>討PT(仮称)」を設置したところであり、更に検討を深めていく決意</u>である。
- ○まずは、将来予想される首都直下地震や富士山噴火、新型感染症に備え、<u>首都に集中する政治・経済・社会機能等のバックアップを「一丁目一番地」の事項とし、その他社会機能移転に関わる事項も含めて</u>具体的施策を検討するとともに、政府内での緊密な連携を図ることを目的として、内閣総理大臣を本部長とし、関係閣僚を構成員とする「社会機能移転分散型国づくり推進本部(仮称)」を創設することを求める。その上で、施策を具現化するための必要な法制度や政府における推進体制の整備に関する検討を加速していくべきである。
- ○その際、国家の存立に必要な機能についての一覧化及びランク付けを行い、東京に 残す機能、地方に分散させる機能の整理等を進めることが必要である。また、首都 圏における大規模災害、パンデミックが襲った場合のリスクを、スーパーコン ピュータ「富岳」等を利用すること等により検証することで、首都機能の分散の必 要性について、明確化することも検討してはどうか。

(2) 政府関係機関等の移転の更なる推進

○現在行われている政府関係機関等の移転については、「政府関係機関移転基本方針」(平成28年3月)に基づき、毎年度有識者の意見を聞きながら進捗状況をフォローアップし、取組が進められてきた。また、令和5年度には、移転に取り組

んだ全機関を対象として、地方創生上の効果、国の機関としての機能確保等の観点から、政府関係機関の地方移転に関する総括的評価が行われた。同評価では、IC T等のデジタル技術の活用により、地方においても政策の企画・立案や施策・事業の執行等の国の機関としての機能は確保できることや、地域関係者との連携による 技術開発、研究成果等の社会実装、地域ブランドの創出など、移転取組を契機とし た地方創生上の効果が現れてきていること等が確認されている。

- ○政府関係機関等の地方移転に関する<u>今後の対応については、同評価の結果等を踏まえて検討することとされているが、現時点で政府の明確な方針は決まっていない</u>。コロナ禍を契機としたオンライン会議の普及、テレワーク、サテライトオフィス活用が一般化しており、今後はメタバース(仮想現実)の一般化も予測されること等も想定し、デジタル時代にふさわしい働き方を進めていく観点から、これらの活用を前提に業務遂行されることも想定される。また、大規模災害によるバックアップという観点から、政府機関の地方移転を推進していく必要性も確実に増している。このような現状等を踏まえ、政府関係機関の地方移転を推進するという観点から、政府としての今後の対応方針を令和7年度中に決定すべきである。
- ○その際、<u>従来の地方からの提案募集型ではなく、例えば、トップダウン・プッシュ型の手法等についても検討を進める</u>とともに、首都直下地震や富士山噴火等の大規模災害が発生した際にも社会機能が維持できるよう、首都機能のバックアップ・適正配置の観点からも検討することを強く求める。
- 〇また、令和5年3月から京都での業務を開始した文化庁をはじめ、<u>地方移転に取り組んだ機関は、国の機関や地方で現れた様々な効果を広く国民に周知するとともに、地方に移転したからこそ成し得る取組を一層推進すべき</u>であり、特に文化庁においては、京都移転を契機として、全国にわたって文化芸術の振興を図り、地方創生を加速できるよう、取組の充実と必要な予算の確保が求められる。ここで得られた新たな知見については、省庁の地方移転、更には民間企業の地方移転にも資するよう、横展開できるよう準備・公表すべきである。

(3) 企業・経済団体におけるバックアップ機能・事業継続のための備え

○人口が過度に集中することで生じるリスクと、大都市の国際競争力強化の観点から、<u>企業・経済団体における防災力強化に向けた取組を推進すべき</u>である。例えば、企業において、従業員の安全確保はもとより、自らの生き残りと顧客や社会への供給責任等を果たすために、どのような事態が発生しても、重要な事業を継続・

早期復旧させることは重要である。また、企業経営者がこうした危機管理意識を持つことは重要である。<u>災害対策基本法に基づく国の「防災基本計画」においても、災害時に企業が果たすべき役割として、「生命の安全確保」「二次災害の防</u>止」「事業の継続」「地域貢献・地域との共生」が求められている。

- ○毎年、地震・台風・豪雨などの被害が続いており、今後、大規模な地震や火山噴火等の発生が懸念されている中、令和6年4月に火山調査研究推進本部が設置されるなど政府の対策が強化されていることから、改めて、企業においても、今後想定されている大規模地震などの被害想定について直視し、より厳しい事態を想定した上で、防災・事業継続の取組(事前の備え)について、再点検をする必要がある。また、富士山噴火に対しても従業員の安全確保に加え、本社機能の分散及び優先的に継続・復旧すべき重要業務継続への対策を講じる必要がある。
- ○現在、政府が南海トラフ地震・首都直下地震の被害想定や基本計画の見直しを進めていることを踏まえ、防災・事業継続の取組(事前の備え)に関し、各経済・業界団体から傘下の企業へ徹底すべきと考える。政府においても、経済団体との定期的な対話・協議の場を設置し、経済・業界団体におけるそれらの取組の加速化を促すことを強く求める。

(4) 企業の本社機能の移転促進

- ○テレワークやリモート会議の導入が進んだコロナ禍以降、企業の地方移転の流れが続いている。帝国データバンクの調査によれば首都圏企業は3年連続の転出超過となっており(令和5年の転出超過社数は37社(転出347社、転入310社)となり、転出社数も1990年以降で初めて3年連続で、年間300社を超えた。
- ○従来に比べて首都圏からの距離に縛られない移転も増えている。この機を捉え、企業の地方移転の流れを加速させていく必要がある。<u>政府は、令和6年度税制改正で地方拠点強化税制(オフィス減税・雇用促進税制)について、適用期限を2年間延長(令和8年3月末まで)</u>するとともに、インサイドセールス(専ら非対面で行われる営業業務)や企業等の管理業務の受託業務を行うための事務所も追加をした。また、<u>地域再生法を改正し、子育で世代や女性に対する地方での就業先の選択肢を増やす観点から、税制の対象に特定業務施設と併せて整備される「育児支援施設」について追加した。本税制の活用を促進するとともに、本社機能を地方に移転・分散化し、地方で雇用を創出する流れを本格化させるため、地方拠点強化税制以外の措置も含め、企業のインセンティブを高めることが重要である。</u>

○地方公共団体においても「損して、得を取る」の発想で、移転してくる企業に対する補助金や地方税の軽減などを行ない、企業の誘致を行うことが期待される。 国としても、地方公共団体との連携を強化しつつ、デジタル田園都市国家構想交付金等を活用した企業の移転、人材確保に係る地方公共団体等の取組の支援、好事例の横展開等も行いながら、企業の地方移転等の更なる推進を図る必要がある。

(5) 企業版ふるさと納税の活用促進

- ○企業の内部留保資金を積極的に活用するため、<u>企業版ふるさと納税の一層の活用</u> 促進を進める。ルールの一層の明確化を図るため作成した「寄附の代償としての 経済的な利益の供与」に関する<u>一問一答形式での解説</u>や寄附を活用したサテライ トオフィスの整備等を促進するための<u>取組事例集</u>について、<u>企業や地方公共団体</u> に対して積極的な周知を図っていくことが重要である。また、企業における制度 活用を一層後押しするため、<u>企業の判断に資する制度的安定性という観点で、「一</u> 問一答形式の解説」のような対応で十分か否か不断の検証・検討を行うこと。
- ○本制度は、地方公共団体にとっては地域の魅力をPRする有効なツールであるとともに、企業にとっては社会貢献に資するいわば投資でもあり、地方公共団体・企業の双方にとって非常にメリットの大きいものである。北海道大樹町や徳島県神山町のように本制度を活用したスタートアップの育成につながる先進的な取組事例や「企業版ふるさと納税(人材派遣型)」を活用した地域課題の解決に係る取組事例の周知等により、本制度の効果的な利用方法を示しつつ、経済界に対し積極的に利用を呼び掛け、企業に一層の活用を促すことにより、地方の社会課題解決や社会機能の分散につながる好循環を創出することが重要である。
- ○また、更なる活用実績の増加に向け、関係省庁等の連携による企業と地方公共団体とのマッチングイベントの開催や制度の周知を行うとともに、本制度を活用した地域の魅力のPRに向け、地方公共団体職員の意識改革に資する研修会を行うなど、本制度の活用促進に今後とも継続的に取り組むべきである。その際、より多くの企業・自治体の参加を促すとともに、効果的なマッチングを行う観点から、オンライン方式と対面方式を併用した開催も検討するべきである。
- ○<u>本制度は、令和6年度末で適用期限を迎える</u>ため、より一層の活用促進の観点からの要件等の不断の見直しも含め、<u>令和7年度以降の延長を検討すべき</u>である。

(6) 新たな国土形成計画等に基づく取組の推進

- ○新たな国土形成計画では、「新時代に地域力をつなく国土」の形成に向け、国土全体にわたって広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置される国土構造を目指すとされている。この基本構想は、以前から我々が提案している機能分散型の国づくりの実現に資するものである。このため、同計画の重点テーマである、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏」の形成等の実現を強力に後押しし、全国各地で多様な地域の拠点の機能性を高めるとともに、地域間のシームレスなつながりを形成することで、国土全体にわたって、人々の多様な暮らし方・働き方の選択肢を広げ、個人や社会全体のウェルビーイングの向上につなげていくとともに、地方への人の流れを創出・拡大していくことが重要である。
- ○更に、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、<u>デジタル人材育成とともに、</u> <u>育成した人材が都市部に偏在しないよう、</u>プロフェッショナル人材事業をはじめ とする関連施策を、地方公共団体におけるハローワーク等との連携強化により推進 し、<u>副業・兼業人材を含めて地方への人材還流を促進することが重要である。</u>
- ○機能分散型国土構造を実現する観点から、新たな国土形成計画で示されている「シームレスな拠点連結型国土」の構築に向けて、全国にわたって時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等を図る交通ネットワーク等の強化を通じて、全国的な回廊ネットワークを形成していくことが重要である。このため、主要都市間の時間距離の短縮等を図る道路ネットワークや環状道路、ミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化等の高規格道路ネットワークの形成・機能向上や、幹線物流に資する高速道路の機能強化等を図るとともに、整備新幹線、リニア中央新幹線を始め、実現可能な幹線鉄道の高速化を含めた効率的な幹線鉄道ネットワークの形成・機能向上や、貨物鉄道ネットワークの強化と最大限の活用を図るべきである。
- ○特に、<u>リニア中央新幹線の整備</u>について、<u>国土形成計画において、「国土構造に大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」</u>とされており、<u>新たな「国土強靱化基本計画」(令和5年7月)においては、「災害に強い都市間輸送手段であり、災害時には代替輸送ルートしても機能」</u>とされている。国家危機管理上のバックアップという観点からも極めて重要なネットワークである。東京・名古屋間、名古屋・大阪間の早期開業に向けて、整備主体であるJR東海における整備が着実に進められるよう、関係地方公共団体と緊密に連携し、政府においても、強い当事者意識のもと、積極的に取り組むべきである。
- ○<u>国土強靱化基本法の改正(令和5年6月)や新たな国土強靱化基本計画の策定を</u> 踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策後も見据え、中長期

<u>的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に取組</u>が進められるよう、新たなKP I も検討していくべきである。また、B/Cのような基準でなく、地域の実情に合わせたストック効果や分散型国づくりを前提とした事業の実施を行うべきである。

(7) 移住支援の抜本強化

- ○これまでも<u>地方創生移住支援事業</u>を通じて、東京23区に在住又は通勤する方による地方へのUIJターンを推進してきたが、令和5年度には約7000人(令和6年2月時点暫定値)が当事業を活用して移住している。<u>当事業を活用して令和</u>9年度に年間1万人程度の移住を目指しており、更に加速していく必要がある。
- ○政府では、東京都内に本部を置く大学の学生が、卒業後すぐにU I J ターンすることを促進するため、<u>地方創生移住支援事業を拡充し、新たに地方就職支援金を設</u>けることとした。具体的には、
 - ① 地方の企業において実施される<u>就職活動に参加するための交通費への支援を令</u> 和6年度予算で措置するとともに、
 - ② この交通費支援を受けた学生が、実際に地方に移住する際にかかる移転費への 支援についても令和7年度予算編成の中で検討することとしている。
 - ③ また、上記①②の支援は、移住先の地方公共団体が奨学金返還支援を実施していることを要件とする。

奨学金返還制度を実施する地方公共団体の拡大のみならず、地域の将来を担う人材の確保と高等教育費の負担軽減を実現させるためにも、<u>これらの支援は有効に活用されるべき</u>である。そのためにも、学生や自治体への周知徹底が必要である。

- ○U I Jターンを促進するには、「人口戦略会議」からも指摘されている若年女性人口に着目するという点でも、<u>女性のライフスタイルや活躍しやすい環境を考慮した施策を講じるべき</u>である。
- ○地方への移住を推進する上では、地方における社会経済活動の担い手となる<u>子育</u> <u>て世帯の移住に係る継続的な支援が重要</u>である。子育て世帯が地方へ移住する際 には、子どもへの教育に不安を感じることがないように、オンライン学習などによ る高度な教育を受ける機会の創出を図る。
- ○また、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業等への就職やUIJターンを促すため、<u>奨学金制度の充実等の措置を検討すべき</u>である。
- ○全国対象の移住支援総合情報サイトと受入側の地方公共団体の移住支援サイトにつ

いて、テレワーク、関係人口、地域おこし協力隊など、地方への関心を高める関係 分野と連携し、レコメンデーション通知の強化などの充実を図るべきである。

(8) 特定地域づくり事業協同組合制度の活用推進

- ○特定地域づくり事業協同組合制度は、地域の事業者が事業協同組合を設立し、地域の仕事を組み合わせて通年の仕事を創出し、組合が採用した労働者を各事業者に派遣するマルチワークの仕組みを通じ、安定的な雇用環境を提供することにより、地域づくり人材を確保することを目的とするものであり、令和6年4月1日現在で全国に98組合が設立されている。
- ○これまで<u>組合が雇用した職員の約7割が地域外からの移住者であり、また、組合</u> <u>退職後も約7割の職員が地域にそのまま定住</u>しており、こうした取組がさらに多くの地域で推進されるよう、<u>さらなる組合設立に向けて取組を強化すべき</u>である。

(9) 二地域居住の一層の促進等

- ○地方公共団体の空き家対策の取組と連携を推進し、地方への移住・定住をはじめ、 多様な二地域居住・多地域居住等、新たなニーズに対応するため、<u>本国会で改正された「広域地域活性化のための基盤整備に関する法律」</u>により、官民連携のもと、二地域居住の一層の促進を図るとともに、空き家・空き地バンクの活用や、改正空家法に基づく空家等活用促進区域の設定・支援法人制度の活用、地方公共団体と民間団体等が連携して行う古民家等の空き家のDIY・カフェやサテライトオフィス等交流施設への改修等の取組を促進すべきである。また、二地域居住の推進に資する予算措置等の必要な支援を検討すべきである。
- ○跡地活用につながる不良な空家除却支援や、セカンドハウスやシェア型住宅、一時 滞在施設での居住等の推進に資する先進的取組の支援を大幅に強化すべきである。
- ○地方と都市圏との賃金格差がUIJターンの阻害や、外国人材が都市部に集中する 一因となっているとの指摘がある。令和5年度の地域別最低賃金の最高額に対する 最低額の比率は80.2%と9年連続で改善したが、引き続き、地域間格差の抑 制に配慮しながら、全国各地の最低賃金の引上げに取り組むべきである。

(10) 地域おこし協力隊の推進

- ○令和5年度の地域おこし協力隊は、1164の地方公共団体で、7200名と過去 最高となった。<u>令和8年度に1万人に増やすという目標</u>を掲げ、制度周知や隊員 募集、インターン制度や研修、相談体制の充実などを推進しているところである。 <u>目標達成を確実にするべく、</u>従来の仕事をテレワークで行いながら地域おこしを 行うなど<u>多様な形態で地域おこし協力隊を進めるべき</u>である。また、地域おこし 協力隊任期終了後、約65%が同じ地域に定住している。この定住割合を更に高 め、定住に向けた支援を強化すべきである。そのためにも、3年間の活動後、起 業・事業承継を行う隊員には、経費の一部支援などの制度があるが、今回のコロナ 禍による延長特例の効果を踏まえて、<u>事業を行いながら、任期を延長する措置に</u> ついても検討すべきである。同時に、定住することへの関心の有無や、数年後も 定住を継続しているのかなど、調査を更に進め、定住促進につなげるべきである。 更に、後述のプロジェクトマネージャー制度活用に繋げるよう支援すべきである。
- ○<u>シニア層の地域おこし協力隊</u>については、隊員数は増えているものの数百人程度と全体の3%程度に留まっており、特に若年層への周知広報とは、別の方策で広報を行う必要がある。広報周知・隊員募集など、<u>総務省が行う支援については、</u>充分な財政措置が必要である。

(11) 地域プロジェクトマネージャー制度の推進

- ○地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、 民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつ プロジェクトをマネジメントできる人材が不足している。
- 〇そこで、市町村がそうした人材を<u>「地域プロジェクトマネージャー」</u>として任用する制度が令和3年度に創設された。雇用経費に650万円を上限とする特別交付税措置が行われることとなり、本制度の活用で、優秀な人材が地域おこし協力隊よりも高い処遇で任用できることとなった。令和5年度は88市町村で91名の地域プロジェクトマネージャーが活躍している。
- ○この制度を大きく育てる為には、<u>自治体側への周知の徹底、制度の活用に係る研修等が必要</u>である。また、人材募集についても、地域おこし協力隊で行われているような周知広報の徹底、例えば自治体の募集情報を一元化する等、HP・各種メディアやSNSを活用した<u>周知・広報の大幅強化及び自治体の募集に要する経費</u>についての財政措置の拡充を行うべきである。

(12) ローカルスタートアップの推進による地域経済好循環の創出

- ○地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを設備投資面で支援する 「ローカル10,000プロジェクト」が進められてきたが、令和5年度末時点 で295の地方公共団体で478件の事業が実施されている一方、地域によって は本事業の活用状況に差があり、融資元の拡充や融資条件緩和等の運用改善が図 られているが、持続可能な地域経済実現に向けて、地方公共団体、地域の事業 者、地域金融機関や経済団体などに対し本事業や優良事例の周知を強化する必要 がある。
- ○また、設備投資を要する事業以外にも、地域資源を活用し地域課題の解決に資する 小規模な事業を含め、より多様な事業を支援するため、<u>令和5年度からは</u>事業の 企画段階からフォローアップまで一気通貫で支援する<u>「ローカルスタートアップ</u> 支援制度」が創設され、<u>令和6年度からは</u>地方単独事業として、民間事業者の初 期投資費用に対して地方公共団体が金融機関等の融資等と協調して公費助成する場合の特別交付税措置が創設されており、<u>これらの積極的活用を呼びかけ</u>、ローカルスタートアップを推進し、地域経済の好循環を創り出すことが必要である。

(13) 大学・学生の地方分散

○特徴ある地方大学の振興とそのための基盤的経費の確保

- ・大学や就職で、学生が出身地を離れることが多い一方、地方でも特徴ある大学は、 むしろ若者を流入させる力を持つ。地域の特性やニーズを踏まえた人材育成やイ ノベーション創出、社会実装、そして地域に新たな企業や事業創造に取り組む地 方大学の機能強化を図ることが重要である。政府では、地方大学・地域産業創生 交付金事業により、首長のリーダーシップの下、産官学連携で、地域産業・若者 雇用の創出に取り組む自治体を支援し、地域の産業振興に貢献し、全国や世界中から学生が集まるような地方大学づくりを進めている。今後も新規採択を続けると ともに、地方公共団体での計画策定段階からの伴走支援に取り組むべきである。 また、産学官連携の観点から、産業界をはじめとしたその他研究機関と地方大学 の研究機能の拠点化を進めていくことも重要である。
- ・地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界が集い、地域の将来ビジョンや活性化 方策等について恒常的に議論する<u>「地域連携プラットフォーム」の構築</u>や、複数 大学間で人的・物的リソースを効果的に活用することで教育研究の充実を図る仕組 みとしての<u>「大学等連携推進法人制度」</u>について、<u>好事例の収集、横展開に取り</u>

組み、プラットフォーム形成や法人認定を拡大し、より一層促進すべきである。

- ・18歳人口は今後大幅に減少し、大学進学率の伸びを加味しても、2040年以降 10年間の大学入学者数は50万人前後で推移し、現在の8割程度になると推計されている。メタバースも活用²した遠隔教育の普及、国際情勢の不安定化、世界経済の停滞、我が国の研究力低下など、高等教育を取り巻く状況も変化している。このような背景から、<u>令和5年9月に文科大臣が中央教育審議会に対し、急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について諮問</u>し、現在、高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、<u>地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方について審議されている</u>。これらの審議内容や今後の答申を踏まえ、<u>地方の高等教育機関が果たす多面的な役割も十分考慮の上、学部構成や教育課程見直しなど教育研究の充実、高等教育機関間の連携強化、地方へのサテライトキャンパス設置への支援等に一層取り組むべきである。</u>
- ・地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を養成・確保するため、大学が教育委員会との連携により、大学入学者選抜における「地域教員希望枠」を活用し、地域 課題に応えるコース・カリキュラムの構築を行うなどの機能強化を促す支援を更に拡充すべきである。
- ・地方国立大学が地域の中核として、地方創生等に貢献し、社会変革や地域の課題解決を主導していくことがこれまで以上に強く求められている中で、活動基盤としての学部・大学院等の教育研究組織改革を重点的に進めるとともに、地域のステークホルダーとの腰を据えた抜本的な連携・協働を行う大学の機能の強化を図ることが重要である。地方国立大学の改革を強力に推進していくべく、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金を十分確保すべきである。

○地方創生に資する地方国立大学学部定員増等

・地方国立大学が、地方公共団体、地元産業界、他の公私立大学をはじめとする高等教育機関等を巻き込んで、地方創生に貢献するため、教育研究組織の改革に対する必要な支援を行うとともに、地方創生に資する大学学部定員増の取組を進める。なお、東京23区の大学定員をデジタル分野に限って一定要件のもと増加抑制の例外としているところ、不足するデジタル人材の強化は重要な課題であるが、これまでの東京一極集中是正や地方創生の流れに逆行しないよう留意すべきである。

² 東京大学が令和4年7月に、すべての人々が最新の情報や工学の実践的スキルを獲得して夢を実現できる社会の実現を目指し、デジタル技術を駆使した工学分野における教育の場として、「メタバース工学部」を設置するなど、メタバースを活用した教育の取組が普及し始めている。

○地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの支援の拡充

・地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学が、強みや特色を十分に発揮し、社 会変革・地域社会を牽引することを目指し、10兆円の大学ファンドとの両輪の 取組である「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」を、令和5年2 月に続いて、令和6年2月にも改定し、量的・質的な拡充を図ったところ。同 パッケージを踏まえ、新たな基金事業(約1500億円)として「地域中核・特 色ある研究大学強化促進事業」を開始し、採択大学に対する伴走支援や新たな公 募を行うこととなっている。今後、改定されたパッケージや地域中核・特色ある 研究大学強化促進事業を着実に推進することにより、意欲のある多様な大学が、 戦略的な経営の展開を通じて自身の強みや特色を発揮し、研究力向上や人材育成等 により新たな価値を創出しながら、地域の経済社会の発展や国内外における課題解 決を図り、社会変革を牽引することを目指すべきである。その際、同パッケージで は、重要政策課題ごとや、地域バイオコミュニティなど地域を中心とした産学連携 の座組ごとに、各府省の関連予算事業が支援メニューとして整理されており、国と して、各種支援等に関するニーズを収集・把握し、プッシュ型で必要な情報を必 要とする地域にインプットするなど、地域内での相乗効果を生み出す各事業の活 用を積極的に促すべきである。

〇地方大学を中核としたスタートアップ・エコシステム形成

・地方大学を含む大学等が連携し、自治体、企業・スタートアップ、金融機関等がコンソーシアムを組んで、スタートアップ・エコシステム拠点都市も活用した産官学金連携によるエコシステム形成を推進しているところである。拠点都市の大学等においては、大学生等への実践的なアントレプレナーシップ教育の実施や、アントレプレナーシップ推進大使の活動を通じて小中高校生へのアントレプレナーシップ教育の受講機会を拡大するべきである。さらに、地方兼業や地域プロジェクトマネージャー制度なども活用して経営人材を登用することで、地方大学発の研究成果を活用したスタートアップ創出環境の整備の充実を図るとともに、JーStartup、海外のエコシステムとも連携し、ディープテックの優れた研究成果を基に国際市場を目指す大学等発スタートアップの創出を推進するべきである。